

山口県報

令和 8 年
9 月 29 日
(火曜日)

目 次

○規則	山口県事務委任規則の一部を改正する規則（人事課）	一
	医療法施行細則の一部を改正する規則（医務保険課）	一
	母体保護法施行細則の一部を改正する規則（こども政策課）	三
	山口県収入証紙取扱規則を廃止する規則（会計課）	四
○公安委規則		
	山口県公安委員会運営規則の一部を改正する規則	六
○公安委告示		
	警備乗法の一部を改正する法律附則第五条の規定による検定合格者審査の実施	六
○雑報		
	県報の正誤（令和八年九月十八日山口県報定期の目次）	七



山口県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第七十二号

山口県事務委任規則の一部を改正する規則

山口県事務委任規則（昭和四十四年山口県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

第六十六条第二項第一号ロ中「現金」を「現金（同条第二項に規定する手数料を除く。）」に改め、同条第二項第一号イ中「（山口県収入証紙を除く。以下この号において同じ。）」を削る。

第六十七条第一号イ中「現金に」を「同条第二項に規定する手数料を除き、現金に」に、「納入し」を「収納し」に改める。

第六十九条第一号ハ中「現金」を「現金（同条第二項に規定する手数料を除く。）」に改め、同条第二号(1)中「（山口県収入証紙を除く。以下この号において同じ。）」を削る。

第七十一条を次のように改める。

（金銭登録機を使用して現金で納入される手数料に関する事務の委任）

第七十一条 会計規則第三十二条第二項に規定する金銭登録機を使用して現金で納入される手数料に関する事務のうち、会計管理者の権限に属する事務の委任については、次に定めるところによる。

一 県税事務所の出納員及び山口県下関農林事務所の出納員委任事項

イ 会計規則第三十二条の規定に基づき、納入義務者から歳入に係る同条第二項に規定する金銭登録機を使用して現金で納入される手数料を直接収納し、これを指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関に払い込むこと。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 山口県収入証紙取扱規則を廃止する規則（令和八年山口県規則第七十五号）附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同規則による廃止前の山口県収入証紙取扱規則（昭和三十九年山口県規則第六十号）第六条第三項の規定による証紙の売りさばき人に通知することについては、なお従前の例による。

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第七十三号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（昭和五十八年山口県規則第一号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式（その一）の（第一面）中

「山口県収入証紙
貼付け欄
（消印しないこと）」

を削り、同様式の注に

次のように加える。

5 この申請書の提出前に手数料を納付した場合には、手数料の納付に関する調書（別紙）を添付すること。

別記第二号様式（その一）に次の別紙を加える。

別紙

手数料の納付に関する調書

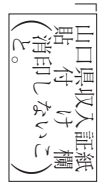
手数料を納付した者の氏名	
受 付 番 号	
山口県納付済証貼付け欄	

注 / 「受付番号」欄は、やまぐち電子申請サービスを利用して手数料を納付した場合には、当該手数料を納付した者に通知される受付番号を記入すること。

2 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

別記第二号様式(その二)の(第一面)中

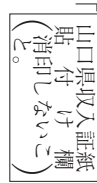


を削り、同様式の注を

同注1とし、同注に次のように加える。

- 2 この申請書の提出前に手数料を納付した場合には、別記第2号様式(その1)の別紙を添付すること。

別記第二号様式(その三)の(第一面)中

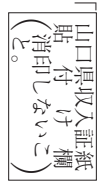


を削り、同様式の注を

同注1とし、同注に次のように加える。

- 2 この申請書の提出前に手数料を納付した場合には、別記第2号様式(その1)の別紙を添付すること。

別記第十三号様式中



を削り、同様式の注を同注1とし、同注に次のように加える。

のように加える。

- 2 この申請書の提出前に手数料を納付した場合には、別記第2号様式(その1)の別紙を添付すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。
(経過措置)

- 2 この規則による改正後の医療法施行細則別記第二号様式(その一)から別記第二号様式(その三)まで及び別記第十三号様式は、この規則の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、なお従前の様式によることができる。

母体保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第七十四号

母体保護法施行細則の一部を改正する規則

母体保護法施行細則(平成八年山口県規則第九十二号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中

山口県収入証紙はり付け欄
(消印しないこと。)

を削り、「備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。」を

「注 この申請書の提出前に手数料を納付した場合には、手数料の納付に関する調査(別紙)を添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。」

に改め、同様式に次の別紙を加える。

別紙

手 数 料 の 納 付 に 関 す る 調 書

手数料を納付した者の氏名	
山口県納付済証貼付け欄	

注 山口県納付済証が交付される窓口において手数料を納付した場合には、当該山口県納付済証を所定の欄に貼り付けること。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

別記第二号様式中

山口県収入証紙貼付け欄
(消印しないこと。)

を削り、同様式の注を同注 1 とし、同注に次のように加える。

- 2 この申請書の提出前に手数料を納付した場合には、別記第 / 号様式の別紙を添付すること。

別記第四号様式中

山口県収入証紙はり付け欄
(消印しないこと。)

を削り、同様式の注を同注 1 とし、同注に次のように加える。

- 2 この申請書の提出前に手数料を納付した場合には、別記第 / 号様式の別紙を添付すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。
(経過措置)
2 この規則による改正後の母体保護法施行細則別記第一号様式、別記第二号様式及び別記第四号様式は、この規則の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、なお従前の様式によることができる。

山口県収入証紙取扱規則を廃止する規則をここに公布する。

令和八年九月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第七十五号

山口県収入証紙取扱規則を廃止する規則

山口県収入証紙取扱規則（昭和三十九年山口県規則第六十号）は、廃止する。

(施行期日)

(經過措置)

3 廃止規則附則第二項の規定により証紙の返還及び現金の還付の請求を受けた場合における証紙の返還及び現金の還付の方法については、なお従前の例による。

4 廃止前の取扱規則第二条第六号に規定する課長等（以下「課長等」という。）は、その所管に属する証紙について、令和八年四月一日から同年九月三十日までの間における当該証紙の増減高及び同日における当該証紙の現在高を証紙増減高報告書（附則別記第一号様式）により、同年十月二十日までに会計課長に報告しなければならない。

5 廃止前の取扱規則第二条第三号に規定する出先機関（以下「出先機関」という。）

又は同条第四号に規定する課（以下「課」という。）の長は、令和八年四月一日から施行日の前日までの間に廃止規則による廃止前の山口県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年山口県規則第五十九号）第五条の規定により納入された手数料及び施行日から令和九年三月三十一日までの間に山口県収入証紙条例を廃止する条例（令和七年山口県条例第三十三号）附則第二項の規定により納入された手数料の収納額を、手数料収納額実績報告書（附則別記第二号様式）により、同年四月三十日までに会計課長に報告しなければならない。

6 出先機関の長は、前項の規定により当該手数料の収納額の報告をするときは、当該出先機関を所管する課の長を経由しなければならない。

7 会計課長は、附則第五項の規定により当該手数料の収納額の報告を受けたときは、当該手数料収納額実績報告書を回付することにより、会計管理者に当該手数料の収納額を通知しなければならない。

8 証紙の亡失又は汚染若しくはき損の報告、課長等の所管に属する証紙の返還、証紙の焼却及び会計課長又は会計管理者等が備えるべき帳簿については、なお従前の例による。

課長(庠長)

禮

[illegible]

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

附則別記第2号様式

[illegible]

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。



六

山口県公安委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月二十九日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第十四号

山口県公安委員会運営規則の一部を改正する規則

山口県公安委員会運営規則（昭和二十九年山口県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三条に次のただし書を加える。

ただし、委員会において開かないと決定したときは、この限りでない。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県公安委員会告示第三十四号

警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）附則第五条の規定により、検定合格者審査を次のとおり実施する。

令和八年九月二十九日

山口県公安委員会

一 審査を行う警備業務の種別及び級並びに審査の定員

(一) 種別及び級

空港保安警備業務（一級）、空港保安警備業務（二級）、施設警備業務（一級）

級)、施設警備業務(二級)、交通誘導警備業務(一級)、交通誘導警備業務(二級)

級)、核燃料物質等危險物運搬警備業務(二級)、核燃料物質等危險物運搬警備業

務（二級）、貴重品運搬警備業務（二級）及び貴重品運搬警備業務（三級）

(二) 定員 三十人

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 令和八年十一月九日（月曜日）の午前九時から正午まで

(二) 場所 山口市滝町一番一号 山口県警察本部

三 審査の対象者

警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「規則」という。）附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧規則」という。）第一条第一項に規定する検定（以下「旧検定」という。）に合格した者（次のいずれかに該当する者を除く。）

（一）規則の施行の際現に旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して一年以上である警備員

（二）規則の施行の際現に旧検定に係る警備業務に係る旧規則第十二条第一項に規定する指定講習の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して一年以上である者（一）に掲げる者を除く。）

四 審査の方法

学科試験及び実技試験により行うものとする。

五 審査申請書の受付期間及び時間

令和八年十月五日（月曜日）から同月九日（金曜日）までの午前九時から午後四時まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

六 審査申請書の提出先

（一）山口県公安委員会から旧規則第八条の合格証の交付を受けている者

山口県内の最寄りの警察署

（二）山口県公安委員会以外の公安委員会から旧規則第八条の合格証の交付を受けている者

山口県内の住所地を管轄する警察署又はその者が警備員である場合におけるその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

七 提出書類

（一）審査申請書（規則附則別記様式によること。）

（二）添付書類

1 六の（二）に該当する者にあつては、山口県内の住所地を疎明する書面又は山口県内の営業所に属することを疎明する書面

2 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。）

3 旧規則第八条の合格証の写し

八 審査手数料及び納付方法

（一）審査手数料

四千七百円

（二）納付方法

審査手数料は、審査申請書提出時に納付すること。なお、審査申請書を受理した後は、審査手数料は返還しない。

九 その他

（一）審査申請書は、審査申請書を提出することとなる警察署に請求すること。

（二）この審査についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話〇八三一九三三〇一一〇）にすること。

正 誤

令和八年九月十八日山口県報（定期）の目次



誤	正
流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則（砂防課）	流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則（都市計画課）

令和八年九月二十九日印刷
令和八年九月二十九日発行

發行所

山口県知事 山崎 亨